

平成19年度版

かんきょうカレンダー

生ごみの減量化・
再資源化にご協力を
《 電動式生ごみ処理機 》

購入補助限度額を増額

今月1日から市内の登録販売店で、電動式生ごみ処理機を購入した場合の補助額を、購入価格の2分の1以内の額で限度額20,000円に増額します。

対象は、1世帯1台で、4月1日以降に購入する人です。

申請は、購入するときに登録販売店で行なってください。印鑑が必要です。

問い合わせ先

環境管理課(☎0848③1210)



平成19年度版のかんきょうカレンダーを町内会・自治会などを通じて配布しています。

町内会・自治会などに加入していない人、まだ持っていない人は環境管理課(☎0848③1210)へ連絡してください。



ごみの出し方
カセットボンベ、
スプレー缶に注意!!
中身が入ったカセットボンベやスプレー缶を、そのままごみとして出すと、収集車の火災の原因となります。必ず中身を使い切って出しましょう。

小型浄化槽の設置には補助制度があります

補助の対象となる地域で、専用住宅などに浄化槽を設置する人に、河川などの水質保全を目的として、予算の範囲内で補助金を交付する制度があります。

問い合わせ先 環境管理課(☎0848③1210)

補助の対象となる地域 公共下水道の認可区域、集合処理施設(集落排水や団地浄化槽など)の処理区域、および大和地域を除く地域です。

全域	奥野山町、深町、駒ヶ原町、八幡町、登町、沖浦町、鷺浦町、高坂町、須波町、糸崎・頼兼、木原町、貝野町、長谷町、沼田町、鉢ヶ峰町、久井町
一部地域	小泉町、西野・中之町・和田・田野浦・宗郷・明神・西宮・西町・宮浦・円一・古浜・東町・本町、大畑町、新倉町、幸崎町、沼田東町、沼田西町、小坂町、須波西町、本郷町

大和地域は、設置希望者の申請を受け、市が浄化槽を設置する制度があります。問い合わせは、大和支所産業建設課(☎0847③0229)へ。

補助金の額

人槽別	補助金額
5人槽(130㎡以下の住宅)	332,000円
7人槽(130㎡を超える住宅)	414,000円
10人槽(2世帯用住宅)	548,000円